### プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 主なコメントの概要

### 経緯

- 1. 企業会計基準委員会は、2014 年 7 月 31 日に「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の公開草案の公表を行った。
- 2. 公開草案に対するコメント期間は3カ月であり2014年10月31日に締め切られた。 公開草案に対しては、19通のコメントレターが寄せられた。第18回IFRSのエン ドースメントに関する作業部会においては、寄せられた主なコメントが紹介され、 検討が行われた。本委員会においても公開草案に対するコメントについてご意見を いただきたい。

### 主なコメントの概要

3. 本資料においては、寄せられたコメントのうち主なコメントの概要を紹介する。なお、寄せられたコメントの全容については審議事項(4)-2を参照されたい。

質問項目	主なコメントの概要
総論	● 以下の観点から IFRS のエンドースメント手続の実施
	を支持する意見が多く聞かれた。
	▶ 国際ルールである IFRS を我が国の制度として適
	用する上で必要な手続であること。
	▶ 我が国における IFRS の任意適用を促進するため
	の取組みであること。
	▶ IFRS の内容や影響のより深い理解につながるこ
	と。
	● 一方、4 基準併存により財務諸表利用者側の困難性や利
	便性の低下、国際的なレピュテーションの低下等を懸念
	する意見が聞かれた。また、IFRS の任意適用の拡大を促
	進する効果について懸念を示す意見が聞かれた。
	● また、以下の観点から今後の日本基準のあり方について
	方針を示すべきという意見が多く聞かれた。
	▶ エンドースメント手続との関係を含めた今後のコン
	バージェンスの基本的な考え方を整理すべきであ

る。

- ▶ 日本基準は今後もコンバージェンスを行いながら高 品質な会計基準の一つとして維持すべきである。
- ▶ 単体の財務諸表の取扱いに対する方針を明確にすべきである。
- ▶ 今回削除・修正しなかった部分についても、そのままコンバージェンスするのではなく、再度慎重な議論を行う必要がある。

## 質問1 修正国際基準の構 成について

◆ 公開草案における提案を支持する意見が多く聞かれた。

# 質問 2 エンドースメント 手続の意義について

(全体)

- 基本的に同意するとの意見が相当数聞かれた。(意見発信の強化)
- エンドースメント手続の意義のうち、IASB に対する意 見発信の強化については、ほとんどのコメントレター において支持されていた。
- 一方、既に3基準が併存している我が国の市場環境下で我が国における会計基準に係る基本的な考え方を発信することが国内外の市場関係者に抵抗感なく受け止められるかどうか疑問視する意見も聞かれた。

(IFRS の柔軟な受入れ)

- IFRS の柔軟な受入れについては、ピュア IFRS との比較可能性の確保という観点が欠落していることなどの理由から支持しないとする意見が聞かれた。
- また、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及びその背景が確認されたことを支持する意見が聞かれた一方、我が国における会計基準に係る基本的な考え方の具体的な内容が不明確であるとして明確化を求める意見が聞かれた。

(ガイダンス、教育文書等の開発)

- ガイダンスや教育文書の開発について以下の意見が 聞かれた。
  - ➤ 修正国際基準のために開発したガイダンスや教育 文書が指定国際会計基準でも使えることを明確に 示さなければ、IFRS の任意適用社数の積み上げに は寄与しない。

- ▶ エンドースメント手続の意義と、ガイダンスや教育文書の意義とは全く別である。
- ➤ IFRS に関する解釈や教育文書は必ず IFRS 解釈指 針委員会においてのみ検討されるべきである。

#### (その他)

エンドースメント手続は、IFRS を我が国の公的制度に 組込むための手続として本質的な意義を認めうると の意見が聞かれた。

## 質問3 「削除又は修正」 の判断基準について

- 「削除又は修正」を必要最小限とすることを支持する 意見が多く聞かれた。
- 「削除又は修正」の対象とならなかった項目について、 判断の根拠を記述すべきであるとの意見が聞かれた。
- 一部の会計基準等を「削除又は修正」して採択する仕組みを設けることが、なぜ IASB への意見発信の強化につながるのかという点については、ASBJ が市場関係者に対して十分に説明していくべきとの意見が聞かれた。
- 「実務上の困難さ」は IASB における基準開発時に考慮されていることから、「実務上の困難さ」を理由に「削除又は修正」を行うことに反対する意見が聞かれた。

質問4 企業会計基準委員 会による修正会計基準公 開草案第1号「のれんの会 計処理(案)」について

- のれんを償却するように「削除又は修正」することを 支持する意見が多く聞かれた。
- 以下の理由からのれんの償却期間について 20 年を上限とすることについては支持しない意見が聞かれた。
  - ▶ 旧 IAS 第 22 号及び日本基準を踏襲する意義はない。
  - ▶ のれんの効果が及ぶ期間は各企業の状況により判断 されるべきものであるので、年数の上限を明示する 必要はない。
- 関連する論点について「削除又は修正」しないことを 支持する意見が相当数聞かれた。
- 一方、毎年ののれんの減損テストの取扱いについては、基準の求める以上の実務対応が要求されている可能性があることなどの理由から、再検討すべきという意見が聞かれた。
- また、耐用年数を確定できない無形資産の非償却の取

扱いについては、企業評価の実務ではのれんとの区分が 曖昧であり、基準の悪用を防ぐためにも同じ会計処理を 求めるべきであることなどの理由から支持しないとする 意見が聞かれた。 質問 5 企業会計基準委員 ノンリサイクリング処理について「削除又は修正」す 会による修正会計基準公 ることを支持する意見が多く聞かれた。 開草案第2号「その他の包 一方、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 括利益の会計処理(案)」 資本性金融商品への投資について、IAS 第39号をベー について スとして減損処理を行うという提案について、IAS 第 39 号が廃止となることや実務上の運用の難しさから 支持しないとする意見が聞かれた。 また、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の 信用リスクに起因する公正価値の変動に関する「削除 又は修正」については、公正価値の変動を反映しない という考え方が適当であることや多くの企業に幅広 く影響するものではないことなどの理由から、支持し ないとする意見が聞かれた。 さらに、確定給付負債または資産(純額)の再測定に ついて、リサイクリングする理由について見直しを求 める意見が聞かれた。また、過去勤務費用について「削 除又は修正」すべきという意見や「削除又は修正」し ないことに同意するが今後も意見発信を行っていく べきという意見が聞かれた。 のれんの会計処理とその他の包括利益の会計処理以 質問 6 その他の項目の 外には「削除又は修正」を行うべき項目はないとする 「削除又は修正」の必要性 について 意見が多く聞かれた。 一方、非上場株式等の公正価値測定の範囲、開発費の 資産計上、機能通貨、四半期キャッシュ・フロー計算 書などについて「削除又は修正」すべきという意見が 聞かれた。 また、「削除又は修正」されなかった項目について、 検討の経緯を説明すべきという意見が聞かれた。 質問7 ガイダンスや教育 ガイダンスや教育文書の開発を支持する意見が相当 文書の開発について 数聞かれた。 一方、修正国際基準ではなくピュアな IFRS 適用企業 のためのガイダンスや教育文書を開発するプロセス

	を策定すべきという意見が聞かれた。また、ピュアな
	IFRS を適用している企業への影響を十分留意すべき
	との意見が多く聞かれた。
	● また、規範性のあるガイダンスの開発においては IFRS
	解釈指針委員会との論点の共有が必要という意見が
	多く聞かれた。
	● 規範性の有無の観点から、ガイダンスや教育文書の位置
	づけを明確にすべきであるという意見が聞かれた。
質問8 その他	● 本公開草案の作成過程においてデュー・プロセス上疑
	義を生じさせる可能性のある事項が散見されるとの意見
	が聞かれた。
	● 修正国際基準、日本基準及び指定国際会計基準の間の
	差異に関する記載について、修正国際基準は我が国の
	制度の枠組みの中にある基準であるため、制度の建て付
	けとして考えられないこと、調整表での定量的な情報の
	開示を一律に求めるのは適切ではないことから記載を求
	めるべきではないという意見が聞かれる一方で、利用
	者にとって有用である等の理由により記載を検討す
	べきという意見が聞かれた。
	● 企業会計基準委員会による修正会計基準について選択適
	用を認めるべきではないとする意見が聞かれた。
	● 2012 年 12 月 31 日以降に IASB より公表された会計基準
	についても、エンドースメント手続のスケジュールを明
	確にすべきという意見が聞かれた。
	● その他、海外子会社がエンドースメント手続の完了し
	ていない新 IFRS 基準を適用している場合への配慮、
	概念フレームワークの取扱い等について意見が聞か
	れた。

以上